

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	敬和綜合法律事務所 弁護士 丸藤瞭介
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT新館11階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年11月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 I G ポート
証券コード	3791
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ひびき・パス・アドバイザーズ (Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国058584、テンプルストリート39、201 (39 Temple Street #02-01 Singapore 058584)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT新館11階 敬和綜合法律事務所 弁護士 丸藤瞭介
電話番号	03-3560-5051

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年11月18日
訂正箇所	「旧氏名又は名称」欄の記載の削除 「直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)」欄の記載の削除

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ひびき・パス・アドバイザーズ (Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国058584、テンプルストリート39、201 (39 Temple Street #02-01 Singapore 058584)
旧氏名又は名称	ひびき・パス・アドバイザーズ株式会社 (Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.)
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ひびき・パス・アドバイザーズ (Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国058584、テンプルストリート39、201 (39 Temple Street #02-01 Singapore 058584)
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和5年11月18日現在)	V	5,055,400
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)		5.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.27

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和5年11月18日現在)	V	5,055,400
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)		5.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		